

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	出産育児支援金の納付等の義務
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省保険局高齢者医療課
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>今後、生産年齢人口が急激に減少していく中で、特に少子化については、新型コロナの中で、出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど危機的な状況にあり、少子化を克服し、持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金等に係る費用を全世代で支え合うことが必要。このため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を納付する義務を負い、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負い、支払基金は関連業務を行うこととする規制（以下「本規制」という。）の新設を行う。</p> <p>本規制がなされなければ、少子化がより一層急速に進行し、社会保障制度の担い手たる生産年齢人口が更に減少し、医療保険制度を含めた社会保障制度全体の持続可能性に影響を及ぼし、こうした事態を回避する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 出産育児関係事務費拠出金や出産育児支援金の導入に伴う保険料増が発生する。</p> <p>【行政費用】 出産育児支援金等の額の算定について、支払基金におけるシステム改修費用等が発生する。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>本規制により、出産育児一時金等に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援することとなるため、現役世代の被保険者の保険料負担増が抑制され、少子化の克服に寄与する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響は想定されない。</p>
費用と効果（便益）の把握	<p>今般、子育て世代の支援のため、出産育児一時金の支給額を大幅に増額することに伴い、現役世代の被保険者の負担を軽減し子育てを社会全体で支援する観点から、これまで負担のなかった後期高齢者医療制度からも拠出を求めることによる規制の新設であり、少子化を克服し、持続可能な社会保障制度を構築するための仕組みであることを踏まえれば、本規制の内容は適切と考える。</p>
代替案との比較	<p>費用負担の仕組みであり、他の政策手段は想定されず、代替案との比較は困難。</p>
その他の関連事項	<p>なし</p>

事後評価の実施時期等

この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。